

●保育を必要とする理由

保護者ともに下記の1～10のいずれかの理由が必要です。保育を必要とする理由を確認するための書類は、5ページを参照してください。

	保育を必要とする理由	必要量の認定区分	認定の有効期限(利用期間)
1	就労(金銭が発生しないものは対象外) ・月64時間以上の就労の常態(家事除く) ・就労内定証明書を提出する方を含む ※月64時間以上の条件は、毎月満たす必要がありますので、長期休業のある就労は注意ください。 ※税データで給与収入等が確認できない場合、対象外になる場合があります。	保育標準時間 ↳月120時間以上の就労 保育短時間 ↳月64時間以上の就労 ※月96時間以上の特例基準は、7ページ参照	退職は、退職日の月末 育児休業を取得する方は保育理由9参照
2	妊娠中・出産後	保育標準時間 または 保育短時間	出産予定月の前2ヶ月から出産月の後2ヶ月まで(最大5カ月間) ※多胎児以上妊娠の方は前3ヶ月から
3	保護者の疾病、障がい等 ・医師の診断書や各障がい者手帳等で確認 ・治療や入院が1ヶ月以上必要な場合	保育標準時間 または 保育短時間	疾病等が回復した日の月末
4	同居親族の常時看護・介護 ・医師の診断書や各障がい者手帳等で確認 ・治療や入院が1ヶ月以上必要な場合 ※同居親族とは居住地・住民票が同一であることが条件	保育標準時間 ↳月120時間以上 保育短時間 ↳月64時間以上	介護、看護が終了する日の月末
5	震災、風水害、火災等の災害復旧	保育標準時間	復旧し保育の必要がなくなった日の月末
6	求職活動(継続要件としては年度内1回のみ) ・起業準備をしている方を含む ※就労等で入園後、すぐに求職活動へ変更することは入園の優先順位に影響するため、変更できない場合があります。	保育短時間	求職活動開始から2ヶ月後の月末 ※期間中に就労証明書を提出した場合、継続利用可能。期間は保育理由1と同じ。 例:4月入所の場合は、5月末まで利用可能です。6月以降利用継続希望する場合は、5月15日までに月64時間以上の就労証明書必要。
7	就学 ・学校、職業訓練校等で修学に専念する方	保育標準時間 ↳月120時間以上の就学 保育短時間 ↳月120時間未満の就学 ※特例基準は、7ページ参照	学校等を卒業、修了する日の月末
8	社会的養護が必要な方 ・虐待やDV被害を受けているまたはおそれがある場合	保育標準時間	理由が解消された日の月末
9	育児休業取得による継続 ・以下の1つの条件を満たしている場合のみ (1)保育理由2の新規申込者でないこと (2)生まれた子どもの満1歳までに元の職場へ復帰予定 (3)1年以内に転出予定がないこと (4)育児休業取得中または終了後に退所予定(1号認定切替含む)がないこと	保育短時間 条件(1)の具体的な例 (ア) 就労申込→利用内定→妊娠・出産要件→育児休業への継続可 (イ) 就労申込→利用保留(待機)→妊娠・出産要件→利用内定→育児休業への継続可 (ウ) 妊娠・出産申込→利用内定→育児休業への継続不可	生まれる子どもが満1歳に達する前日の月末まで
10	その他、奈良市が認める理由		
	離婚調停申立、行方不明、拘禁等により (1)配偶者と別居中の方子どもと同居する保護者が1～9に該当	保育理由1～9に同じ	保育理由1～9に同じ
	(2)父母が不存在で、かつ65歳以上の保護者の方	保育標準時間 または 保育短時間	保育理由が解消された日の月末

※DV被害を受けているなど、やむを得ず住民票を異動していない方はご相談ください。

ひとり親の場合は、手続きのときにどういった書類を提出したらいいの？



ひとり親の場合は、上記の表【保育を必要とする理由】を証明する書類とひとり親家庭が分かる書類(例:ひとり親家庭医療費助成受給資格証・児童扶養手当証書など)を併せて提出してください。